

就業体験実習（インターンシップ）実施に関する大学との覚書

大学（以下、「甲」という）と大田原市（以下、「乙」という）は、令和8年度に実施する就業体験実習（インターンシップ）の取扱いについて、次のとおり覚書を締結する。

1. 就業体験実習（インターンシップ）の概要

大田原市就業体験実習（インターンシップ）実施要領のとおりとする。当該実施要領は乙のホームページにて公開するものとする。

2. 事故災害時の対応

甲は研修を行う学生を学生教育研修災害保険（以下「学研災」という）等に参加させ、研修中及びその往復途中に生じた事故により身体に障害を被った場合に対応する。また、学研災付帯賠償責任保険（インターンシップ・教職資格活動等賠償責任保険）等に参加させて、研修中及びその往復途中に他人に怪我をさせたり、他人の財物を損壊したことにより乙が被る法律上の損害を補償する。

3. 誓約書の提出

インターンシップに参加する学生は、研修に先立ち乙に対し「誓約書」を提出する。

4. 学生の個人情報の取扱い

乙は、甲または学生から提出された学生の個人情報について、その取扱いに十分留意するとともに、甲及び学生の同意なく研修に関わらない目的での使用や第三者への提供を行ってはならない。

5. 学生への報酬等

乙は、インターンシップの実施に当たり、いかなる業務を行った場合であっても、学生に対して報酬等は支給しない。

6. 研修の打切り

誓約書や実施要領に違反する行為が生じた場合、乙は甲と協議の上研修を打切ることができる。

7. その他の対応

この覚書に定めのない事項については、甲乙協議の上決定する。

8. 覚書の効力

この覚書は、下記の署名日付より研修終了日まで効力を持つものとする。

本覚書の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保管するものとする。

令和8年 月 日

甲 住所

⑩

乙 住所 栃木県大田原市本町1丁目4番1号
栃木県大田原市
大田原市長 相馬 憲一 ⑩